

石川県なりわい再建支援補助金交付要綱 新旧比較

旧	新
<p>(実績報告)</p> <p>第14条</p> <p>3 第1項の実績報告書の提出は、補助事業が完了したときは、その日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月5日のいずれか早い期日までとする。ただし、知事が必要と認めるときは、改めて提出期限を定めることができる。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和6年2月28日から施行し、令和6年能登半島地震による災害からの復旧に係る補助事業から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和6年10月15日から施行し、令和6年能登半島地震等による災害からの復旧に係る補助事業から適用する</p>	<p>(実績報告)</p> <p>第14条</p> <p>3 第1項の実績報告書の提出は、補助事業が完了したときは、その日から起算して15日を経過した日又は知事が別に定める日のいずれか早い期日までとする。ただし、知事が必要と認めるときは、改めて提出期限を定めることができる。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和6年2月28日から施行し、令和6年能登半島地震による災害からの復旧に係る補助事業から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和6年10月15日から施行し、令和6年能登半島地震等による災害からの復旧に係る補助事業から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和7年4月1日から施行する。</p>